

令和 8 年 6 月 1 日

入院時の食事の提供について

入院したときの食費は、他の診療にかかる費用などと別に定額で自己負担となります。これを入院時食事療養費といい、患者さんが負担する標準負担額は下記の通りです。また、当院では管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

入院時食事療養費（Ⅰ）			食費（1 食）
一般所得および現役並み所得者			550 円
指定難病・小児慢性疾患患者			330 円
※住民税非課税	70 歳未満の非課税世帯	過去 1 年間の入院日数が 90 日以内	270 円
	70 歳以上の低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院日数が 90 日超	220 円
	70 歳以上で低所得Ⅰ		130 円

住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院窓口に提示することにより、表の住民税非課税世帯の額の支払いとなります。認定証の交付については、お住いの市町村窓口までお問合せ下さい。